

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、岐阜県知事から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 29 日

岐阜県監査委員	伊 藤 英 生
岐阜県監査委員	藤 本 恵 司
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和7年度、令和6年度、5年度、4年度及び3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

(1) 令和7年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
外郭団体に対する事務の執行 について	知事部局	指摘	29	－	24	5
		意見	52	－	30	22
合計			81	0	54	27

※知事から令和8年9月8日付け行第91号で通知があったもの

指摘：違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの

意見：違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

(2) 令和6年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の高齢者介護に関する 事業	知事部局	指摘	89	72	17	0
		意見	92	60	29	3
合計			181	132	46	3

※知事から令和8年9月8日付け行第90号で通知があったもの

(3) 令和5年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の子どもに関する補助 金	知事部局	指摘	125	124	1	0
		意見	129	129	0	0
合計			254	253	1	0

※知事から令和8年9月8日付け行第89号で通知があったもの

(4) 令和4年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の防災に関する事業 (災害予防・災害応急対策・ 災害復旧)	知事部局	指摘	171	164	4	3
		意見	163	152	6	5
合計			334	316	10	8

※知事から令和8年9月8日付け行第88号で通知があったもの

(5) 令和3年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業	知事部局	指摘	268	247	8	13
		意見	171	157	0	14
合計			439	404	8	27

※知事から令和8年9月8日付け行第87号で通知があったもの

(参考)

令和元年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県立高等学校及び県 立特別支援学校	知事部局	指摘	14	14	0	0
		意見	4	4	0	0
	教育委員会	指摘	1,065	1,042	0	23
		意見	160	153	0	7
合計		1,243		1,213	0	30

平成30年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
林業施策に関する財務事務の 執行及び事業の管理	知事部局	9		8	0	1

平成25年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25		24	0	1

令和7年度包括外部監査結果に基づく措置状況
【テーマ：外郭団体に対する事務の執行について】

指摘	…法令や規則等に違反している事項、不当な事項等
意見	…自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
79頁	指摘	県	仕様書に記載事項の未実施	県営住宅管理代行業務の委託料の内訳は【図表5-2-1】のとおりであり、収納業務に関する委託料は、管理事務費に含まれている。管理事務費は、一部を除き、精算不要となっているが、収納業務の委託費積算にあたり、実施していない督促に関する業務に該当する分は含まれていない。そのため、委託費が過剰となっている状況ではないが、外観上、仕様書に記載の業務を実施していないように見受けられてしまうことから、今後も公社で実施する見込みがない場合は、該当箇所を仕様書から削除するか、業務が発生した場合に追加で委託費が発生する場合がある旨など記載するべきである。 【図表5-2-1】 略	措置済	令和8年度	令和8年度管理代行契約において、仕様書の内容について再精査を行うなどの事前調整を行った。	住宅課 (住宅供給公社)
86頁	意見	県	東濃牧場が県から借り受けている資産	使用不可となっている指定管理業務に必要な資産は、代替措置により業務が滞りなく実施されている。また、担当課では資産の更新手続きが進められているが、今後も指定管理業務で必要な資産であれば、県は、公社からの機器更新の要求を受け、資産の更新をすることが望まれる。 【図表5-2-4】 使用不可となっている借受資産 略	措置済	令和8年度	【図表5-2-4】使用不可となっている借受資産のうち、公社から要求を受けた5112農林用ホイールトラクタについては、令和8年度当初予算により購入した。 今後も、指定管理業務が滞りなく実施されるよう、指定管理業務で必要な資産については適宜更新を行う。	畜産振興課 (農畜産公社)
87頁	意見	県	使用料に関する条例の見直しの検討	各施設の使用料が、条例で定める施設利用料の上限となっていること自体に問題はなく、条例の範囲内で令和7年4月に使用料改定を実施した施設もある。一方で、利用料が条例の上限になっている施設もあり、これ以上使用料を改定できない状況も一部で見受けられる。昨今の物価高騰等の影響により、管理運営の負担が大きくなる中、受益者負担の原則に伴い、現状の条例に定められている使用料の水準が妥当であるか検討することは重要であり、定期的な見直しを検討されたい。 特に、セラミックパーク美濃は令和6年度、赤字が計上されており、現状のままでは施設を継続して運営していくために、県や他自治体が指定管理者であるセラミックパーク美濃に対して支払う指定管理料を上げなければならない状況になることも考えられる。施設の持続的な運営のためには、管理施設であるセラミックパークMINOの収益改善は急務である。外郭団体であるセラミックパーク美濃に対しても、後述意見11にて利用料金改定の意見を記載しているが、県においても上限に達している利用料金については条例改正も含めた検討が望まれる。	措置済	令和8年度	令和7年度に物価高騰などを踏まえ利用料金を見直すこととし、条例改正済み。	文化創造課 (岐阜県教育文化財団)
					措置済	令和8年度	近年の物価上昇や施設運営経費の増加の状況、並びに他の類似施設の料金水準等を総合的に勘案し、条例に定める利用料金の上限額について見直しを実施した。その結果、令和8年4月1日付けで上限額の引き上げ改定を行ったところであり、これにより指定管理者においても、実態に即した料金設定が可能となる環境を整備した。	地域産業課 (セラミックパーク美濃)
					措置済	令和8年度	物価高騰等踏まえ、単価を見直し済み。	地域スポーツ課 (岐阜県スポーツ協会)
92頁	指摘	公益社団法人岐阜県教育文化財団	資金残高の照合	規程に合わせて毎日の残高確認を行うべきである。一方で、担当者が毎日入金額をチェックしており、経営管理課長が確認するのは、現状実施している週に一度の確認で十分にリスク管理ができておりと財団として認識しているのであれば、規程を実態に合わせて、週に一度の確認として改定するべきである。	措置済	令和8年度	現状実施している現金の取扱いでリスク管理は十分であることから、財団会計処理規程の内容を実態に合わせるよう、施設利用料の収入事務を委託していること、委託業者が収入した現金を財団の出納担当者に引き継いだ日を収納日としていること、出納役は残高確認を毎日しないこと等を内容とする同規程の改正議案を、令和8年6月12日開催の理事会に提出し決議を得た。	文化創造課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
93頁	意見	公益社団法人岐阜県教育文化財団	県08の役員選任	役員の選任にあたっては、その基準を明確にするともに、特に県08を採用する場合は、馴れ合いなどが県民から問題視されやすいため、採用する理由などを明記した上で評議員会の承認を受けることが望まれる。また、財団の発展にとって最適な役員構成であるかを、定期的に見直すことが望まれる。	措置済	令和8年度	評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の選任基準を策定した。 県08だけでなく、すべての役員等の新規選任について、評議員会の選任議案に選任の理由を明記することとし、6月29日開催の評議員会から実施する。 最適な役員構成であるかの見直しは、役員等の任期満了のタイミングで必要であれば実施する。	文化創造課
97頁	意見	公益財団法人セラミックパーク美濃	利用料金の改定	昨今は人件費や光熱水費の高騰により、事業費や施設維持管理費が上昇する状況にあり、県からの負担金も令和4年度が30,771千円であるのに対して、令和6年度は36,658千円と増加傾向にある。 施設の継続的な運営のためには、収入を増加させることを検討する必要がある。そのため、条例の上限を踏まえ施設利用料の引き上げを検討することが望まれる。	措置済	令和8年度	県条例における利用料金の上限額が改定されたことを受け、当館においても利用料金を引き上げることとした。作陶館については令和8年10月1日から、その他の施設については令和9年4月1日から（一部施設を除き）上限額まで改定を行う。	地域産業課
102頁	指摘	公益財団法人セラミックパーク美濃	外郭団体所有の備品の管理	独自に調達した備品について、シールを貼るなどの管理を行い、県所有の管理物品と、セラミックパーク美濃が調達した物品を明確に区別できるようにするべきである。	措置済	令和8年度	セラミックパーク美濃が調達した物品について、識別用シールを貼付し、県有物品と明確に区別できるよう措置した。	地域産業課
104頁	指摘	公益財団法人セラミックパーク美濃	財務諸表に対する注記の一部開示の漏れ	適切な情報開示の観点から、固定資産の減価償却の方法として、車両運搬具の減価償却方法が定額法である旨を記載すべきである。	措置済	令和8年度	令和7年度決算書の注記において記載済み。	地域産業課
106頁	指摘	公益財団法人セラミックパーク美濃	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和8年度	令和7年度で計上済み。	地域産業課
110頁	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	優良家畜育成事業の赤字改善、累積利益枯渇の可能性	令和7年度は過去累積利益が枯渇する可能性もあり、今後の事業経営においては、赤字を減らす、又は優良家畜育成事業を黒字化する必要がある。優良家畜育成事業については、預託方式にするなど県と公社が改善計画を策定し、進めているところである。今後は、改善計画の進捗状況や、当初の計画どおりの結果がでているか、などの評価を行い、モニタリングを行うことが望まれる。	措置済	令和8年度	令和7年度末で累積利益が枯渇し、基本財産を食い込む形になってしまった。今後の経営として自主財源の主体である優良家畜育成事業の黒字化が重要課題であることは認識している。現在、令和8年4月から県が定めた第5期指定管理の仕様書に基づき管理運営に当たっている。今後、計画の進捗状況の確認や、指標の評価を行ったうえで、計画の修正が必要であれば、早期に見直しを行っていくこととした。	農政課
110頁	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	農地中間管理事業の作業効率化	公社は、当事業を行うにあたり、10万筆以上の農地に関する契約や入金の管理を行っており、契約管理といった事務処理に多くの時間を費やしている。今後さらに取引量が増えることも想定され、事務の効率化を検討する必要がある。 例えば、契約マスタのデータベース化による入金・現物情報の照合といったDX化の推進や、事務作業の棚卸を行い、ネックとなる作業の洗い出し・効率化への対応といったBPRにより、作業の最適化を行うことが望まれる。	措置済	令和8年度	・事務の簡略化・効率化を目指して、DX導入を推進すべく、外部専門家にシステム開発を委託。 ・令和8年7月に完成。完成後、順次、運用開始していくことで、作業の最適化を図った。	農政課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
111頁	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	市中銀行からの借入と特定資産の積み立て	このような借入金の利率と、定期預金の利率の双方を念頭に、資金運用について検討することが望まれる。	措置済	令和8年度	令和7年度中に、市中銀行からの借入に替え、特定資産で当面更新等の予定がない「減価償却引当資産」について、一旦取り崩し運営資金に充てた。年度末資金の確保ができたので、当該資産の再積立を行った。令和8年度に入り同様の処理により運営資金を確保している。	農政課
112頁	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	備品保管場所の把握	台帳の所在の状況に関する情報については、台帳と実際の保管場所を明確にした上で、台帳には正しい場所を記載すべきである。	措置済	令和8年度	毎年12月に実施している現物実査の際に、備品の保管場所の確認を実施し、台帳に保管場所を明記する。合わせて、職員に対し備品の使用後は所定の場所に戻すよう指導した。	農政課
112頁	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	備品の廃棄	備品が台帳に記載されていると、物品管理の対象となる。使用していない備品についても物品管理の対象となり、その分事務作業が増えることになる。また、使用不可のものが、備品として法人の資産に計上されてしまい、正しい情報を開示しているとは言えない状況となる。効率化・適切な情報開示の観点から、不要となり、又は使用に耐えなくなった物品については、不用品とし整理、売却または廃棄するべきである	措置済	令和8年度	指摘を踏まえ、不要又は使用できない物品については、不用品として整理を行い、3月末に一部不用品の処分を行った。残りの不用品についても順次処分を実施。	農政課
113頁	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和8年度	令和7年度から賞与に係る社会保険料について賞与引当金として計上済みである。	農政課
115頁	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	賞与引当金の計上期間誤り	規程の対象期間に沿って、12月～3月の4か月分について、適切に賞与引当金を計上するべきである。	措置済	令和8年度	令和7年度から4か月分を賞与引当金として計上済みである。	農政課
116頁	意見	一般社団法人岐阜県農畜産公社	東濃牧場における現金管理	現金の締め作業者と確認者が同一となればチェック体制として機能しないだけでなく、複数の者が牽制し合って現金を管理することもできなくなってしまう。出納担当者（牧場長）が休暇の場合は、締め作業のみ行って確認作業をしない日も出ている。締め作業者が牧場長の場合や、出納担当者（牧場長）が不在の場合でも確認作業ができるよう、あらかじめ出納担当代理者を定めておくことが望まれる。	措置済	令和8年度	公社事務決裁規程に「場長の専決事項及び場長に委任されている事項で場長が不在の時は、職区分の上位にある者が代決する。」と規定されており、これに基づいた処理が行われていなかったのが原因であることから、規定に基づき適正に処理するように指示を行った。また、場長が締め作業を行う場合には、事務決裁規程に定める職区分の上位にある者が確認者となることも指示した。	農政課
116頁	指摘	一般社団法人岐阜県農畜産公社	謝礼として受領した商品券の会計処理	保管されている商品券について、牧場長に質問したところ、特段の会計処理はしていないとのことであった。受領した商品券については、貯蔵品などの科目で資産計上すべきである。	措置済	令和8年度	保管された商品券は貯蔵品とし資産に計上し、受払簿に都度記載するよう徹底した。	農政課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
119頁	意見	岐阜県土地開発公社	代替地の長期保有	県庁周辺の代替地については、県と有効利用に向けた協議を引き続き行っているとのことだが、県ではなく第三者への売却を検討する場合には、その方針を明確にして進めることが望まれる。	措置済	令和8年度	現在3箇所を県からの要望で、県に有償貸与している。今後、県が賃借を終了し、買取をしないという結論に至った場合には、第三者への売却を進めていくこととした。	用地課
120頁	意見	岐阜県土地開発公社	岐阜県住宅供給公社との共通経費	人件費についても、共通的経費と同様に負担割合が明確な場合は「職員人数割」とすることが望まれる。また、別表に記載の6つの費用以外の経費については「その都度両者の協議により定める」とされている。利益操作を防ぐ観点から、状況に変化がない場合は、基本的に同じ負担割合によって按分することが望ましい。経費の按分について再度確認し、上記の6つの費用以外の経費において、結果的に毎年同じルールに基づいて経費按分しているものがある場合は、協定書にその旨規定することで費用計上の透明化を図ることが望まれる。	措置済	令和8年度	負担割合が職員人数割とすべきものは職員人数割とし、状況に変化がないものは、基本的に同じ負担割合とした。また、毎年同じルールに基づいて経費按分しているものは、協定書にその旨規定した。	用地課
121頁	意見	岐阜県土地開発公社	土地の鑑定意見を委託する不動産鑑定士に関する必要書類	不動産鑑定士が不動産鑑定業を営む場合には国土交通省又は都道府県に備える不動産鑑定業者名簿に登録が必要となり、国土交通省及び都道府県において登録証明を取得することが可能である。土地の鑑定評価を委託する場合には、中部地方整備局（国土交通省の地方局）又は岐阜県が発行する不動産鑑定業者としての登録証明の提出を求め、受託業者が土地評価の鑑定を依頼すべき適切な業者であるか確認することが望まれる。	措置済	令和8年度	意見に基づき、不動産鑑定業務を発注する際には、不動産鑑定業者としての登録証明を提出するよう依頼を行うこととした。	用地課
122頁	指摘	岐阜県土地開発公社	時価評価に使用する時価	土地開発公社経理基準第25条第3項に照らして考える場合、時価は販売見込み額から販売経費等見込み額を控除した価額であると定義されている。ソフトピアジャパンの分譲地のように、直近で分譲価額の見直し、販売価格（現時点の販売見込み額）が確定しているものについては、不動産鑑定士が算出した土地評価額ではなく、確定した販売価格を基に、時価である正味売却価額を算定の方がより実態に即しているといえる。なお、正味売却価額については、基準のとおり、販売見込額から今後発生する販売経費等見込み額（今後見込まれる広告宣伝費等）を控除し、販売による実質的な収入額を算定することが求められている。今後は、直近で販売価格が確定しているものについては、確定した販売価格を基に時価を算定し、土地の評価を行うべきである。	措置済	令和8年度	販売価格を公表している分譲地については、令和7年度決算から土地評価額ではなく販売価格を簿価との比較対象にすることとした。	用地課
123頁	意見	岐阜県土地開発公社	不動産鑑定士から取得する土地の鑑定価格	不動産鑑定士から鑑定価格を取得する頻度は5年に1回であるが、岐阜県土地開発公社経理処理基準上では原則として鑑定価格を時価算定の基準としており、現在の運用頻度が妥当なものか不明である。そのため、鑑定価格の取得頻度について検討し、岐阜県土地開発公社経理処理基準の中で明文化されることが望まれる。	措置済	令和8年度	岐阜県土地開発公社経理処理基準の改正を行い、不動産鑑定の取得頻度を5年に1回とする旨の規定を明文化した。なお、取得頻度については監事（公認会計士）からの助言に基づき定めたものであるため、継続性の原則の観点から引き続き5年に1回とした。	用地課
125頁	指摘	岐阜県土地開発公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和8年度	令和7年度から賞与引当金計上時に併せて算定し、計上済み。	用地課
128頁	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	ものづくり設備整備強化事業に係る損失補償契約における損失負担の不明瞭性	今後、損失補償契約を締結する際には、貸倒損失発生時における県と岐阜県産業経済振興センターの負担区分及び補償金額について、契約書において明確に規定することが望まれる。また、契約条文ごとに補償金額の算定根拠が異なることのないよう留意し、関係機関間で十分な確認を行った上で契約内容を確認することが求められる。	措置済	令和8年度	ものづくり設備整備強化事業における新規貸付けは令和3年度で終了しており、今後損失補償契約を締結することはないため措置は不要である。	商工労働政策課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
130頁	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	モノづくりコーディネーター設置事業のKPI	モノづくりコーディネーター事業として重要なことは、相談する側が相談によって問題点が解決したかどうかの満足度にあるといえる。 より成果に対する評価を行うために、現状の相談件数に加えて、満足度調査の結果（満足と答えた人の割合）なども入れることが望まれる。	措置済	令和8年度	定量的なKPIである出張相談件数に加え、定性的な事業効果検証のため、訪問先企業への支援内容の的確性等のアンケート調査を行い、今年度の目標値（支援の的確性）は98%とする。（R7実績：97.7%）	商工労働政策課
131頁	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	コーディネーターの採用時の提出書類	今後は、資格を有していることを客観的に確認するため、資格取得を証明する書類について提出を求めることが望まれる。	措置済	令和8年度	令和8年1月に実施した、令和8年度「モノづくりコーディネーター」募集より、履歴書に記載した資格について保有を証する書類（写し）を添付させることとした。	商工労働政策課
131頁	意見	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	相談内容のフォロー状況	全てのフォロー状況を確認する必要はないが、重要性が高い案件については、フォロー状況の確認・全体で共有することで、他の相談員の意見を聞く場もでき、より相談者の期待に沿った対応ができると考えられる。例えば相談受付表に、アフターフォローの必要性について、低・高で重要度を分け、重要性が高いと判断した案件については、事務局含め全体で共有することが望まれる。	措置済	令和8年度	従前より相談表中に、アフターフォローの必要可否及び理由を記載している。また令和8年度から、チーフモノづくりコーディネーターの職責を明確化し、各コーディネーターへの指導、助言、フォローアップを実施し、毎朝のミーティング及び毎月のコーディネーター会議においてアフターフォロー案件を含め、全体での情報共有や連携の促進を図る体制を構築した。	商工労働政策課
133頁	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	今後の減損計上の検討	令和7年度の決算に向けて、月ごとに将来キャッシュ・フローで見込んだ収益・費用の達成状況を確認し、乖離がみられる場合は、将来キャッシュ・フローの算定を達成可能である現実的な数値で算定しなおす必要がある。4～8月だけでみると、将来キャッシュ・フローで算定した推移はやや厳しい状況にもみえる。全国の病院が同様に厳しい状況にあると言われており、令和8年度の診療報酬改定によっても今後の収入は大きく影響を受ける可能性はある。令和7年度の決算においては、こういった国の動向も踏まえ、令和7年度の実績と推計の比較を行い、今後の将来キャッシュ・フローが確実に達成できる見込みであるかを十分に検討した上で、減損の認識判定について留意されたい。	措置済	令和8年度	令和7年度決算において減損会計を行った。	医療整備課
138頁	指摘	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	固定資産の現物実査	実査は、台帳に登録されている固定資産が、もれなく実在しているか否かを確認するための重要な手続きである。そのため、台帳に登録されている個数が問題ないかについても、実物を全て確認することが重要である。今後は、適切な資産管理の観点から現物実査は漏れなく行うべきである。 また、実際の数量というものは資産管理の観点から重要な情報であり、出納員が固定資産台帳をもとに現物実査計画を作成する際に現物実査対象が漏れることがないよう、台帳の備考や、資産補足事項として実際の台数を台帳で確認できるように追記することが望まれる。	措置済	令和8年度	本指摘内容に該当する資産は、情報担当部門が所管するシステムにかかるハードウェアのみであり、実際の数量は補助台帳により管理していることから、その旨を固定資産台帳に付記することとした。	医療整備課
139頁	指摘	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	器械備品の移動	器械備品（固定資産）の管理マニュアルにおいて器械備品廃棄（移動）申出書の作成時期は明示されていないものの、適切な備品管理の観点、また、効果的で効率的な現物実査の観点から、器械備品を各部署間で移動する場合には、直ちに、器械備品廃棄（移動）申出書を作成するべきである。	措置済	令和8年度	器械備品の移動時には申出書の提出が必要であることについて、令和8年6月に各部門長あて通知を発出した。	医療整備課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
140頁	指摘	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の記載	下呂温泉病院の運用は、各申請職員等が作成した「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に対して各部署の命令権者が承認することであるため、「休憩時間等」についても各職員が記載するべきである。	措置済	令和8年度	「休憩時間等」については、各職員に記載を徹底するとともに、各部署の命令権者による承認を行うよう、令和8年6月に各部門長あて通知を発出した。	医療整備課
141頁	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	競争入札の辞退に関する分析	辞退の理由を確認し、一般競争入札の状況を分析し、下呂温泉病院で解決可能な課題（業務内容等）と解決不可能な課題（相手方のリソース不足等）を識別し、解決可能な課題に対応することが望まれる。 下呂温泉病院では、立地等の要因で取引可能な事業者が限られており、競争原理が損なわれ、契約額が多額となる可能性や提供されるサービス等の質が向上しない可能性が生じることを以前から課題として認識している。また、参加事業者が限られることで、競争入札の本来の目的である公正性、透明性及び経済性が損なわれる可能性がある。競争入札の状況を把握し分析を行うことで、当該課題への対応にも役立たせることができる。 以上のことから、一般競争入札参加申請後に辞退となった場合には辞退の理由を把握し、一般競争入札の状況を分析に役立たせることで、より経済的、効率的かつ効果的な業務契約を締結することが可能となると考える。	措置済	令和8年度	一般競争入札参加申請後に辞退となった場合は、事業者に辞退の理由の聞き取りを行うこととした。	医療整備課
141頁	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	患者未収金分割申請の内容変更	口頭で月々の返済額を合意するのではなく、「変更申請書」等の書面で合意することが望まれる。	措置済	令和8年度	未収金の分納金額変更にあたっては、患者から「分納変更申請書」を提出させることとした。 なお、申請書の様式作成後、当該事案は発生していない。	医療整備課
142頁	意見	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	貸倒引当金の算定	「一般債権」と「破産更生債権等」の2種類ではなく、「貸倒懸念債権」を含めた3種類で分類し、それぞれに合った貸倒引当金を計上する必要があると考える。「貸倒懸念債権」とは、経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権を指すため、「一般債権」よりも貸し倒れる可能性が高く、「破産更生債権等」よりも貸し倒れる可能性が低い債権である。「一般債権」と経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である「破産更生債権等」のみの分類だと、債権者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥るまでの間は、債務の弁済に重大な問題が生じている債権者に対する債権においても、「一般債権」として貸倒実績率を用いた一括評価で貸倒引当金の計上がなされることとなり、実態に合った貸倒引当金の計上がなされない。また、財務諸表上、貸倒引当金は資産の控除科目であるため、貸倒引当金が実態に合わず過少に計上されている場合には、債権が過大となっているため、地方独立行政法人会計基準における真実性の原則の観点からも望ましくないと考える。 以上より、債権を「一般債権」、「破産更生債権等」及び「貸倒懸念債権」に分類し、それぞれの算定方法に基づいて貸倒引当金を算定し、財務諸表上に適正に表示することが望まれる。	措置済	令和8年度	貸倒引当金の計上区分については、「一般債権」「貸倒懸念債権」「破産更生債権等」の3区分に関する記載は独立行政法人会計基準に見られるが、地方独立行政法人会計基準においては、貸倒引当金に関して次のように定められている。 【地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解P106 第32 貸付金等の貸借対照表価額より】 2 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同種の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒引当率等合理的な基準により算定する。なお、貸倒引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。 この規定では、貸倒引当金は「合理的な基準により算定する」ことが求められているものの、債権を必ず3区分に分類すべきとはされておらず、必ずしも「一般債権」「貸倒懸念債権」「破産更生債権等」の3区分による運用を要するものではないと考える。 また、本件については、当院の監事である公認会計士にも確認を行っており、従前どおり「一般債権」及び「破産更生債権等」の2区分に大別して貸倒引当金を算定する取扱いで差し支えない旨の回答を得ている。	医療整備課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
144頁	指摘	岐阜県住宅供給公社	賃貸住宅事業の減損の兆候	上記より、本来は4つの賃貸不動産それぞれについて、減損の要否の判定を行うべきである。収支状況を見ると、別府賃貸住宅・メゾン東大垣・花みずきの3つの賃貸住宅については、2期連続で赤字となっており、減損の兆候があるといえる。なお、事業収益は家賃収入や共益費、駐車場収入など入居者に比例するものであるのに対して、事業原価は減価償却費や維持修繕費、共用部管理費や公租公課など、入居戸数に関係なく発生するものが多い。 【図表6-7-2】各住宅の状況 略 上記でみると、花みずきは現状事業原価を賄うための戸数の半分程度しか入居していないことがわかる。今後は、上記の状況も踏まえ各住宅で減損の兆候を判定し、将来各住宅から得られる割引前キャッシュ・フローと各事業の資産の帳簿価額を比較し、適切な減損の認識・測定を行うべきである。	措置済	令和8年度	令和7年度から、公社賃貸住宅4団地それぞれについて、減損の要否の判定を行うこととした。	住宅課
146頁	指摘	岐阜県住宅供給公社	不在届の提出	入居者の不在届については、長期間住民が不在となる場合に、住宅設備の不具合や漏水・火災等の事故についての緊急時の対応や、警備を強化するなど空き巣などの犯罪リスクを回避するなどの対応が可能となることから、提出を求めているものと想定される。条例にも定められているものであり、基本的には必ず入居者には不在届を提出するよう、周知徹底するべきである。また、長期不在にする場合は転貸や不正利用等も疑われることから、利用状況を適切に把握するためにも、万が一事前に提出されなかった場合は、事後的であっても不在届を提出させるべきである。	措置済	令和8年度	新規入居者を対象に開催する説明会において、入居中に必要な手続きを説明している。 また、毎年開催する管理人会議においても、届や申請に係る留意事項を伝え、入居者に周知いただくよう依頼している。	住宅課
147頁	指摘	岐阜県住宅供給公社	物品一覧表と固定資産台帳の整合性	今後は、固定資産管理台帳と物品一覧表の整合性を確認すべきであり、一致を確認した上で、固定資産実査を行うべきである。また、事務効率化の観点からも、双方を1つの管理台帳とすることも検討されたい。	措置済	令和8年度	固定資産台帳と物品一覧表の整合性について確認を行い、一致を確認したうえで、固定資産現物実査を行うこととした。 令和7年度末において、固定資産台帳と物品一覧表の整合性の一致が図られるよう、固定資産台帳の一部修正を行った。	住宅課
148頁	意見	岐阜県住宅供給公社	タウンビル事業のリスクと管理	債務者によっては、返済が厳しくなり、条件変更を行っている先もある。年に一度事業状況報告書を提出することは、割賦未収金の今後の回収が安定的に行われるかどうか確認するためにも重要であると考え。また、県の外郭団体が実施する事業として、公社が当事業に対してどのように管理しているのかを説明できる体制にしておくことは重要である。そのため、事業状況報告書の提出について、厳しく債務者に依頼することが望まれる。また、今後も計画に応じた返済がなされるよう、債務者をモニタリングしていくことが重要である。	措置済	令和8年度	〔未提出者への督促強化〕 「事業状況報告書」未提出の債務者に対し、従来の「書面」督促に「電話」や「訪問」を組み合わせた多角的な督促を実施し、実施回数も増加させる。 〔個別面談の実施と条件変更の検討〕 返済に懸念のある債務者と定期的に面談を行って返済能力を精査し、従来の計画による返済が困難な事例に対しては、返済条件の変更等の必要な措置を講ずる。	住宅課
149頁	意見	岐阜県住宅供給公社	HP上の掲載不備	適切な情報提供の観点から、HPに不備がないよう定期的にメンテナンスを行うことが望まれる。	措置済	令和8年度	公社HPの内容は、事業担当部署において定期的に点検し、発見した不備は都度修正する。	住宅課
149頁	指摘	岐阜県住宅供給公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和8年度	令和7年度から、賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、未払費用として計上することとした。	住宅課
153頁	指摘	公益社団法人岐阜県森林公社	森林資産以外の資産の評価	森林資産以外の資産について、公社は建物や建物付属設備、構築物等を保有している。これらについても、時価の下落の有無について検討を行うべきである。	措置済	令和8年度	林業公社会計基準に基づき森林資産のみ評価を行っているが、監査の意見を踏まえ、建物や構築物等の森林資産以外の資産についても点検を行い、著しい時価下落等の兆候がないことを確認した。 今後も定期的な点検を通じて、適切な資産状態の把握に努める。	森林保全課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
153頁	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	岐阜県森林公社と木曽三川水源造成公社の費用按分比率	事務の効率化のために、共同で事務を行うなどを実施することは有用である。 しかしながら、法人が異なる以上、按分比率の変更によって費用額が変わることがあり、法人の利益にも影響することから、按分基準の協定の締結にあたっては、按分比率の妥当性が検討できる形で妥結することが望まれる。なお、前期の按分比率から大きく変更がある場合は、その理由について明確にしておくことが望まれる。 また、固定資産の購入において、比較的金額が大きい固定資産で、共同で利用できるものに関しては、片方の法人で購入し、使用料等は払わずに共同で利用している場合がある。このような利用の場合、固定資産を購入していない側の費用認識は不適切になる恐れがある。また、どちらの法人が資産管理を行うのか、不正利用や資産の流用があった場合に、責任関係が曖昧になる恐れもある。今後は、別法人である以上、固定資産の共同利用においても協議書等を締結し、責任や費用負担について明確にすることが望まれる。	措置済	令和8年度	管理台帳及び設備予約システムを使い、共同利用の運用実態を常に可視化できる体制を構築している。 今後は、システムに蓄積された利用実績データをもとに、按分比率が妥当であるかを確認し、両法人において適正な費用負担が行われるよう努める。	森林保全課
155頁	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	林業の人材獲得に向けた意見の聞き取りと分析	相談を受けた方全員について、幹旋までいくのが難しいのは理解できるが、少しでも幹旋につながる可能性を高くするため、相談にきたものの幹旋につながらなかった人に対して、アンケートをとるなどし、分析・対策を行った上で、幹旋につながる件数が増える対策を行うことが望まれる。	措置済	令和8年度	幹旋数を増やすため、HPの改修やイベントへの参加など引き続き様々なアプローチを実施する。	森林保全課
155頁	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	消耗品の管理	担当者に確認したところ、来年度から、5万円未満の消耗品については、備品台帳から削除し、消耗品台帳を作成する予定とのことであった。この変更により、備品台帳は、本来備品として管理すべきもののみが計上されるため、改善されと考えられる。一方、消耗品については、通常金額が少額かつ、量が多いことが考えられ、在庫管理が目的となることから、消耗品台帳を作成するにあたっては、過度な事務負担とならないような管理を行うことが望まれる。事務の効率化も踏まえて、今後の消耗品・備品の管理を検討することが望まれる。	措置済	令和8年度	備品台帳を見直して対象外物品を除外するとともに、新たに消耗品台帳を作成した。 今後は、過度な事務負担とならないよう効率的な運用に配慮しつつ、県に準じた適切な管理を行う。	森林保全課
155頁	指摘	公益社団法人岐阜県森林公社	固定資産対象の金額	今後は、会計規程に従い、適切に判断するべきである。	措置済	令和8年度	改めてすべての固定資産台帳を確認し、適切な点検を完了した。 今後は会計規程に基づく適正な資産計上を徹底するため、担当者間での複数チェックを行い、再発防止を図る。	森林保全課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
156頁	意見	公益社団法人岐阜県森林公社	分収造林契約の満了に係る収益と損失の計上区分	林業公社会計基準第23条にあるように、「収益項目とそれに関連する費用項目と正味財産増減計算書に対応表示しなければならない」と定めており、経常収益には経常費用が、経常外収益には経常外費用が対応することが一般的である。また、林業公社会計基準注解18にあるように、金額が僅少なものを除き臨時的項目は経常外増減に属するものとして整理されている。 分収造林契約は当初、契約年から60年後を主伐開始の年と定めていたが、育成状況の変化に伴い契約年から100年後を主伐開始の年とする契約内容に変更している。契約期間の延長については、令和3年度末時点で94%が土地所有者との合意がとれている。残りの6%の契約については、従前の60年後の主伐開始のまま契約満了を迎えるものであり、令和6年度はこのケースに該当する。 令和6年度の分収契約満了に伴う収益及び費用については、契約期間の延長ができなかった一部の契約に係る分であり、臨時的項目とすることが自然であるため、分収契約解約損失として経常外費用に計上することは適切な会計処理である。一方、費用を臨時項目として計上しているのにも関わらず、対応する収益が間伐木材販売収益として経常収益に計上されることの妥当性は乏しい。令和6年度のケースでは、収益についても経常外収益として計上することが望ましいと考えられるため、令和7年度以降の会計処理には留意されたい。	措置済	令和8年度	初の事例であったことから、顧問会計士と相談の上で会計処理を行った。 当面は同様の事例の予定はないが、次回以降は、対応する収益についても経常外収益として計上するよう適正な会計処理を徹底する。	森林保全課
157頁	指摘	公益社団法人岐阜県森林公社	賞与引当金の法定福利費分の未計上	賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。	措置済	令和8年度	賞与に係る社会保険料（法人負担分）の算定及び計上方法を見直し、令和7年度決算から適切な計上を開始した。	森林保全課
162頁	意見	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	相見積もりの提出	提出される見積書は、県民の税金である県からの補助金を配分するための資料であり、金額が妥当であるかどうかを確認するために相見積もりを提出させることは重要であると考ええる。どうしても相見積もりを提出できない場合を除き、原則として相見積もりの提出を促すことが望まれる。	措置済	令和8年度	競技力向上対策事業（特殊器具整備事業）については、他の事業と同様に原則として競技団体に相見積もりの提出をお願いしている。	地域スポーツ課
162頁	意見	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	理事の理事会参加	今後は、理事を選任する際に、過去の理事会出席率なども考慮するとともに、理事としての期待役割を果たしていただけるのかを含め、適正な人選であるかどうかを今以上に検討した上で、選任されることが望まれる。	措置済	令和8年度	現理事には理事会への出席を促すとともに、次期改選の際には出席率等も考慮して適正な人選となるよう協会内で意思決定済み。	地域スポーツ課
163頁	意見	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	不要な公印の廃棄	令和7年4月1日時点で5年が経過しているため、誤使用等を防ぐためにも速やかに廃止に係る会長承認を得て廃棄されることが望まれる。	措置済	令和8年度	公印を破棄して公印台帳に破棄日を記入した。	地域スポーツ課
164頁	指摘	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	賞与引当金の未計上	令和7年度の決算においては、支給対象期間が令和7年12月～令和8年5月分である令和8年6月支給分のうち、令和7年12月～令和8年3月分について、令和7年度に帰属する費用として支給見込額を引当計上する必要性を検討するべきである。	措置済	令和8年度	賞与引当金として貸借対照表に計上した。	地域スポーツ課

記載頁	種類	対象	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
166頁	指摘	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	償却原価法を適用している有価証券の会計処理	公益法人会計基準及び同実務指針では、下記のとおり会計処理が示されている。基本財産として保有する投資有価証券について、償却原価法による償却額は基本的に同じ資産科目である基本財産として計上することが求められている。そのため、財団の会計処理にあっても、基本財産において償却原価法を適用している場合に、その差額を毎年度資産計上する会計処理にあたっては、その他固定資産ではなく基本財産として計上すべきである。	措置済	令和8年度	保有している投資有価証券を全て基本財産として貸借対照表に計上した。	地域スポーツ課
171頁	意見	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	運転管理以外の委託範囲	浄水処理場施設として、機器点検に関する委託などは、委託内容によっては、現在の運転管理等の委託に含めて包括委託を拡大することを検討する余地がある。 委託している内容については、定期的に現状の委託費と、包括委託した場合の委託費を比較し、適正な業務の遂行とコスト削減を踏まえ、包括委託範囲について検討されることが望まれる。	措置済	令和8年度	監査でご意見のあった機器点検、監視業務等を含めて包括委託を行うことについて現契約者と協議を行ったが、現契約者では全ての業務を自社で行うことができないため、増加分の業務を再委託する必要がある、再委託により元請けとしての経費が発生することで現契約よりも委託額が増加することが分かった。 また、現契約者に限らず、全国で見ても運転管理業務、機器点検等の業務の全てを自社で行うことができる企業はいないことから、他社が受注した場合であっても同様と考えられます。 以上のことにより、意見をいただいたコスト削減効果は見込めないため、包括委託範囲の拡大は困難である。	下水道課

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置状況
【テーマ：岐阜県の高齢者介護に関する事業】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第3章	49頁	意見	【運営指導の方法等の統一】 運営指導は、介護保険事業が適切に運営されるための重要な手続であり、各地域で指導の内容に差異があることは望ましいことではなく、より効率のよい指導のあり方や指導方法について検討を要する内容について等、情報交換をすることが各県事務所等にとっても有益な取り組みとなると考えられる。各県事務所等の要望等も踏まえた上で、意見交換を行い必要な範囲で方法等を統一化するのが望ましい。	措置済	令和8年度	運営指導結果の基準としては、国の運営指導マニュアルどおりとし、「文書指導（文書指摘）、口頭指導（口頭指摘）、助言」を行うことを徹底する。また、指導方法に関する協議すべき事項や共有すべき事項について、定期的に開催する県事務所介護保険担当者会議意見交換において、情報の共有及び指導方法の統一化を推進する。	高齢福祉課
第3章	56頁	意見	【指導方法】 文書指導にあたって必要なマニュアル等が作成されていない事業者に対して作成を指導する場合は、手本となるマニュアル等を示して対応を求めるのが望ましい。	措置済	令和8年度	今後、運営指導を実施する中で、他の模範となるマニュアル例を収集し、指導時に示せるようにする。	岐阜地域福祉事務所
第3章	56頁	意見	【指導書の記録】 文書指導事項以外の、口頭による助言については、今後の運営指導において、助言を与えた事項の改善が図られているかどうか、後日の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、運営指導結果の記録として明確に記録するのが望ましい。	措置済	令和8年度	口頭指導についても運営指導結果として記録を作成し、次の運営指導時に改善状況を確認できるようにする。	岐阜地域福祉事務所
第3章	57頁	指摘	【過大徴収への指導】 これまで行ってきた費用徴収が、本来的に介護報酬に含まれていたのであれば、施設利用者は、本来負担する必要の無い費用を負担させられていたのであり、少額であったとしても利用者にとっては重大な損失である。 介護報酬において過失であっても不正請求においては、返還を求めることとなることと同じく、施設に対しては、必要以上に徴収した利用料の返還を指導すべきである。	措置済	令和8年度	介護報酬外の利用料は、介護報酬とは異なり、施設と利用者間の同意により徴収されるものであるが、不適切な取扱いが認められた場合には、返還等の対応を図るよう指導する。	岐阜地域福祉事務所
第3章	59頁	指摘	【通報記録】 通報に対する対応記録は、通報から速やかに適切な対応が行われたかを確認するための重要な行政文書であるところ、正確な年月日の記載は、過去の対応を記録する上では重要な記載事項である。通報に対する対応文書については、年の記載等正確な記載をするとともに、決裁を行っている場合は、決裁年月日を表示すべきである。	措置済	令和8年度	通報に対する対応文書に年月日を適切に記載するとともに、決裁を行っている場合は決裁年月日を記載する。	岐阜地域福祉事務所
第3章	60頁	指摘	【指導監査結果報告書の作成】 指導監査結果報告書については、口頭指導の結果も含めた重要な記録であることから、指導監査を行った以上、記録として残すべきである。	措置済	令和8年度	指導結果報告書の作成漏れがないよう、指導監査、運営指導の進行管理表を作成し、係長が管理していく。	岐阜地域福祉事務所

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第3章	75頁	意見	【運営指導の方法】 所内の取り扱いを共通認識としてまとめている点については評価できる。一方で、取扱いについては、厚生労働省のマニュアルや他の県事務所とも異なる独自の基準であることから、他の事務所との判断の違いをもたらさないよう、統一の基準で指導を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	県事務所担当者会議の協議結果を踏まえ、統一した基準により運営指導を実施する。	中濃県事務所
第3章	76頁	意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和8年度	運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	中濃県事務所
第3章	101頁	意見	【運営指導調書の記録】 指摘事項以外の、助言事項については、助言を与えたことの改善が図られているかどうか後の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、助言内容をまとめた明確な記録を残すのが望ましい。	措置済	令和8年度	令和8年度以降の定期監査等指導結果通知文書に、口頭指導事項および助言事項を記載して通知することを所内でルール化した。	飛騨県事務所
第3章	105頁	意見	【事故報告】 同様の指導が繰り返されている点からして、指導を受ける事業者の姿勢には疑問が感じられるところである。同様の指導が繰り返される場合やそれが利用者の心身の安全に関わる事柄についてはより慎重な指導が必要と考える。前回の指導から次の指導までの間に事故がなかったかなどを確認し、事業者に対し、より積極的な運営指導を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	令和8年度以降の指導監査等の実施時に行う前回指導事項の改善状況確認について、以下のとおり所内でルール化した。 ・前回指導以降、前回指摘した事項が起きていなかったか、過去に遡及して報告や是正を求める必要があるかを確認し、必要がある場合は、報告や是正を指導する。 ・改善状況が継続していないなど、再度の指摘になる場合は、指導内容の重大性などを考慮し、再度の文書指導なのか、監査切り替えが必要な事であるかを所内協議し判断の上、指導を行う。 ・再度の指摘にあたっては、改善の取り組みと報告を求めるとともに、必要に応じて改善報告後の定着状況について継続して報告することを指導する。	飛騨県事務所
第4章	119頁	意見	【有効性】 本事業は、平成28年度から始まり、8年間継続する事業であるところ、現状の事業者数のみであれば、介護の職場の処遇や職場環境の全体的な底上げの効果も乏しく、雇用の確保に繋がる取組となっているのかは、疑問があるところである。 今後、更なる取組事業者の増大や、取組事業者になることで得られる具体的な効果検証がなされなければ、効果の分からない事業に公費が投じ続けられる状況にもなりかねないことから、他県の取組なども国を通じて情報収集を行いながら、具体的な効果検証を行い、事業の有効性を高める取組を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	認定事業者に対して、認定取得によるメリットや、認定事業において改善が必要な点等を聞き取るアンケートを7月11日～8月1日にかけて実施した。	高齢福祉課

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第4章	122頁	指摘	【効率性】 現状の来場者の状況を見る限り、認定制度や認定事業者を広く一般に普及啓発することを目的にしているにも関わらず、認定事業者を中心とした業界関係者のみが来場者であった可能性があり、このような式典に毎年200万円以上の公費を投じる意義があるかは見直しが必要と考える。少なくとも一般来場者の来場者数を確認し、経費支出に見合う普及啓発の効果があるかどうかの検証が必要である。 更に、本事業は、単なる認定証の授与が目的ではなく、広く一般に普及啓発することが目的であり、一般来場者を確保する受託者のアイデアを活用すべき事業と考える。最低限の予算の中で実施すべきであるが、これまでどおりの事業では効果が乏しいのであれば、再度プロポーザル方式の活用なども行い、実益のある事業になるよう工夫すべきである。	措置済	令和8年度	認定証授与式の普及啓発効果向上や効果検証のため、以下のとおり事業内容を見直し、業者選定を行った。 ①認定証授与式を、多くの集客が見込まれるイベントとの共催とすること。 ②参加者募集の広報について、他事業で実績のあった広報手法を取り入れること。 ③「認定事業者」「来賓者」「一般参加者（介護事業者）」「一般参加者（一般県民）」ごとに来場者を集計・報告すること。 ④来場者を対象としたアンケートを実施すること。	高齢福祉課
第4章	127頁	意見	【有効性】 岐阜県介護人材育成事業者認定制度においてグレード1認定事業者として認定を受けることのメリットを周知し、積極的な活用を促すのが望ましい。	措置済	令和8年度	令和7年5月30日に開催される認定制度基礎セミナーにおいて補助金の紹介を行った。 また、認定制度の普及活動（認定証授与式の開始案内）に併せて、11月に補助金の告知を行った。	高齢福祉課
第4章	128頁	意見	【有効性】 キャリアアップの仕組みが、介護職員のモチベーションアップだけでなく、介護職員の給与や手当に反映されているか否かという観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和8年度	過去に当補助金を利用してアセッサーを養成した事業所に対して、その後の内部評価の実施状況を調査のうえ、レベル認定取得と給与や手当への反映の有無を把握するためのアンケート調査を7月に実施した。 その結果、半数以上の事業所がレベル認定取得者を輩出しておらず、当補助金が有効活用されていないことが判明したため、令和7年度を以て事業廃止とした。	高齢福祉課
第4章	132頁	意見	【交付決定（有効性・経済性）】 各事業所のスケジュールに合わせて柔軟に研修の実施計画を立てることで、多くの職員が各々に必要な研修を受講できると考えられるが、数名しか参加していない研修に対して当該補助金で研修を実施する点は疑問のあるところである。各事業所の規模や職員数により参加人数に差が生じることはやむを得ないが、1回当たりの講師費用の上限を定めていないことも含め、事業実施計画書に記載された研修の内容に照らし、費用対効果を検証することが望ましい。	措置済	令和8年度	令和6年度補助金の実績報告書や令和7年度補助金の実施計画書について、記載例を県HPに掲載し、具体的な記載を促した。 また、令和6年度補助金の補助事業者に対してヒアリングを行うことで、当該補助金の効果を検証し、有効性を確認した。	高齢福祉課
第4章	139頁	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 変更申請については、交付決定通知書送付時に変更申請が必要な事例を案内する文書を同封しているとのことであるが、変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和8年度	従来通り、令和7年度補助金の交付決定通知書送付時に、変更申請が必要な事例を案内する文書を送付している。 加えて11月に、補助事業者に対し、変更申請に係る注意を促す案内を発出した。	高齢福祉課

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第4章	142頁	意見	【当初予算ベースでの執行率】 介護保険法上の実地指導としての集団指導の際に伝える方法を検討するなど、より周知する方法を検討し、補助事業者などにも聞き取りを行うなどして仮に現在の補助要件である「雇用開始日の属する月から12月以内」とされる対象者の制限等が利用をしづらくさせているのであれば、補助要件等を見直すなどの方法により、補助金がより活用されるようにするよう工夫することが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低い要因については、岐阜県外国人介護人材対策協議会の実態調査において、事業者の当該補助金の認知率が低いことが分かった。 そこで、8月18日に実施した外国人介護人材に関する事業者向けセミナーにおいて、当補助金の紹介を行った。 今後も従来のメールでの周知に加え、介護事業者が集まる機会を活用した周知を実施する。	高齢福祉課
第4章	143頁	意見	【Q & Aでの上限設定】 給付行政である補助金の交付は、法律または条例に基づいて行われ、要綱は法律・条例の施行細則的な事項や実施要領などを規定する形式として利用されるものであり、交付条件にかかる事項については、要綱において記載することが望ましい。	措置済	令和8年度	交付金額の上限について、交付要綱に追記し、令和7年9月1日に改正した。	高齢福祉課
第4章	147頁	意見	【有効性】 本補助金は、一定条件の下、返還免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大288万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものとする。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低くなることのないよう既に交付した補助金の残高や償還収入を見越して適正な規模で令和8年度予算額の要求を行った。 また、補助事業者と貸付事業の活用促進に向けて広報・周知方法の協議を行った。	高齢福祉課
第4章	149頁	意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の規程）】 補助金の根拠となる要綱や貸付の前提となる規程に具体的な定めがなければ、どのような目的の支出であっても岐阜県社会福祉協議会の裁量で貸付を実施できてしまうことが可能と評価されかねない。再就職のために新たに必要な物を購入する場合にのみ貸付を認めるのであれば、規程や補助金交付要綱等の一定の基準を定めることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和7年8月に貸付規程の改正を行い、貸付規程に貸付対象となる経費を記載した。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）
第4章	149頁	意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の使途）】 再就職準備金は、総額40万円と一定条件下ではあれ再就職時には返還が不要となることを考えると、申請者が偽りの事実関係を前提とした不正受給を申請することありうところである。申請においては、申請者が車両の買い替えではないことを誓約させる誓約書を提出させるなどの不正請求を防止する措置を準備するのが望ましい。	措置済	令和8年度	申請者が車両の買替えではないことを誓約させる誓約書を申請時に提出することを求めることとした。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）
第4章	151頁	意見	【有効性】 本補助金は、一定条件の下、返還免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大44万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものとする。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低くなることのないよう過去の実績を踏まえた適正な規模で令和8年度予算額の要求を行った。 また、補助事業者と貸付事業の活用促進に向けて広報・周知方法の協議を行った。	高齢福祉課

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第4章	156頁	意見	【有効性】 介護人材不足の現状から、事業所内で保育施設を運営し、幼児期の子どもを抱える子育て世代が就労しやすい環境を整えることは重要であり、補助金の必要性が認められる。もっとも、当該補助金の有効性の判断においては、事業所内の総職員数、職員の世代別人数、保育施設利用職員数などの基礎データを基に検証を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	令和7年度交付決定時に、アンケートを依頼し、事業所内の総職員数等を把握して補助金の有効性等の判断に活用した。	高齢福祉課
第4章	157頁	意見	【有効性】 予算執行率が若干低いと思われる。適正な予算額を算定できるよう、算定方法を検討することが望ましい。 予算額が適切であるならば、補助金活用のための施策を講ずることが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低くなることのないよう適正な規模の令和8年度予算額の要求を行った。 8月18日に実施した、外国人介護人材に関する事業者向けセミナーにおいて、当補助金の紹介を行った。 今後も従来のメールでの周知に加え、介護事業者が集まる機会を活用した周知を実施した。	高齢福祉課
第4章	158頁	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和8年度	令和7年度補助金より、補助事業者に対し、変更申請が必要な場合をメール等にて適宜周知を行う。 令和7年度は、2月に補助事業者に対し、変更申請に関する注意喚起をメールにて行った。	高齢福祉課
第4章	165頁	意見	【開催方法】 アンケートの結果を受けて、様々な開催方法を検討し続けていくことは重要と考える。特に、地域福祉課におかれては、福祉分野独自でのフェスの効果測定を行い、福祉分野にとってよりよい効果が得られるフェスとなるよう、提案を行うなどすることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和7年度新卒・転職の日に出席した医療・福祉分野の事業所に対して当該独自のアンケートを実施した。 本フェスの出展について、事業所の約6割から「ある程度効果的であった」と回答があった。また、他業種の企業と合同出展することについては、約8割が「効果的」または「概ね効果的」と回答があった。 引き続き福祉分野独自のアンケート等で本フェスの効果測定を行い、よりよい効果が得られるよう必要に応じて提案を行っていく。	地域福祉課
第4章	168頁	意見	【有効性】 医師以外の研修受講者数が少なく、医師以外の受講者がより増えるように委託先に工夫を求めることが望ましい。	措置済	令和8年度	【開催場所及び実施方法の変更】 ・かかりつけ医・歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修の開催場所を、県医師会館内大会議室へ変更した。 ・医師以外の受講者増のため、三師合同研修は、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課
第4章	169頁	指摘	【経済性】 医師の専門性を考慮し、2名の講師を前提とすることは不合理ではないが、2名を予定しながら、講演時間が短時間というのを見直しを求める必要がある。本来求めるべき研修が短時間で実施可能であれば、大規模な予算を確保することなく、必要な範囲での研修となるよう予算の積算根拠等を見直し、最低限の時間などを設定し、費用にみあう研修となるよう再考すべきである。	措置済	令和8年度	【開催場所及び実施方法の変更、開催時間の延長】 ・認知症サポート医フォローアップ研修の開催時間を延長した。（現行75分⇒140分へ） ・開催場所を、県医師会館内大会議室へ変更した。 ・受講者増のため、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第4章	169頁	意見	【効率性】 受講の目標人数もなく、受講の形式を指定する必要がないのであれば、受託者である岐阜県医師会において、研修会をWEB受講にするなど、より受講者の負担軽減を考えた内容を検討することも有意義であることから、受託者との間で開催方法等についてより経済的且つ効率的な実施に向けての協議を行うのが望ましい。	措置済	令和8年度	【目標人数の設定、実施方法の変更】 ・認知症サポート医フォローアップ研修の医師の受講目標人数を55名程度とした。 ・遠方の医師も受講しやすいよう、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課
第4章	170頁	意見	【事業経費】 積算と実績に大きな乖離がある場合、同じ委託内容での委託を行うときは、積算内容を精査するか、受託者側計画などの見直しを求めるのが望ましい。	措置済	令和8年度	過去の実績も参考にしたうえで適切な積算を行い、積算と実績に大きな乖離が出ないように、積算内容を精査する。 また、R7年度の研修内容について、ハイブリッド方式での開催への変更等を行い、実施方式を変更した。	医療福祉連携推進課
第4章	170頁	意見	【委託契約（契約内容）】 契約の履行を確認するためにも、具体的な研修内容を受託者である岐阜県医師会と協議し、目標人数などを定めることが望ましい。	措置済	令和8年度	【目標人数の設定、実施方法の変更】 ・認知症サポート医フォローアップ研修の医師の受講目標人数を55名程度とした。 ・遠方の医師も受講しやすいよう、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課
第4章	172頁	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 契約締結段階で、対面による開催が困難な状況の発生が予想されたことから、対面を前提とした研修会場の契約を締結することそのものを見合わせる事が考えられた。また、契約を行ったのであれば、委託契約上債務の履行は必要であり、何等の研修等の実績が無いままであれば委託契約においては、対価の支払いを行う必要はなかった。そのような状況であるにも関わらず、委託者である岐阜県及び受託者である医師会双方が再びの感染拡大も予測せず会場のキャンセル料などが発生した段階で、WEB開催などの代替手段を検討せず、岐阜県が、キャンセル料だけを負担する変更契約に応じた判断も不当と評価せざるを得ない。このような事態は再び繰り返さないとも限らないことから、緊急事態宣言が予測される同種の状況下における契約の在り方について対応方針を検討すべきである。	措置済	令和8年度	感染症まん延の可能性がある場合には、予め感染が拡大した場合の事業への影響を検討し、まん延時の対応策を盛り込んだうえで契約を締結する。 また、万一、想定外の感染拡大が起こった場合でも、単に事業を中止するのではなく、事業目的に達するための代替手段がないか十分に検討のうえ、その後の対応を決定するよう、対応方針を定めた。	医療福祉連携推進課
第5章	178頁	意見	【経済性】 大幅な補正予算における減額措置は、他の事業の有効な予算活用の妨げになりかねない。市町村計画に沿っての予算確保であることからして、市町村の計画について変更がないかを十分に確認し、当初予算段階で不要な予算確保とならぬように、計画的な予算確保を行うようにするのが望ましい。	措置済	令和8年度	当初予算額の根拠資料とする各市町村への所要額調べの際に、要望があった市町村に対して、ヒアリングを行い補助実施の確実性について、確認していくこととする。	高齢福祉課
第5章	178頁	意見	【施設の活用】 補助により施設が整備されたとしても、定員に対する人員が確保できないことによる入居者の受け入れが出来ない問題が大きくなっている。単なる施設整備のみに補助する以外の予算の有効活用も検討するのが望ましい。	措置済	令和8年度	補助金の事前協議に係る現地確認等の際に、職員の採用計画に関するヒアリングを行い、開設後に速やかに定員を充足することを指導していくこととした。	高齢福祉課

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第6章	240頁	指摘	【成年後見利用】 施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は3人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。 成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 成年後見制度の活用のため、施設の対応状況を随時確認していく。 【岐阜県福祉事業団】 成年後見制度の理解や活用に関して、情報提供を行っている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
第6章	242頁	指摘	【備品台帳との相違】 備品の正確な管理のためにも、誤記は速やかに修正し、備品の正確な管理のため、備品台帳と実物の相違は直ちに解消すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 8月14日に行った現物実査で、全ての備品の保管状況を確認した。併せて台帳と備品に貼ってある管理シール上の名称の突合を行い、適正な備品管理への対応を行った。 【岐阜県福祉事業団】 県と調整して作業を進めた。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
第6章	243頁	指摘	【管理シール】 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 8月14日に行った現物実査で、全ての備品の保管状況を確認した。併せて管理シールを再作成し、適正な備品管理への対応を行った。 【岐阜県福祉事業団】 当法人の「経理規程」及び「経理規程細則」第50条(現物管理)に沿って、固定資産物品整理票を表示する等により適正に管理した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
第6章	250頁	指摘	【事業経費】 研修センターの事業内容に比して、3名の常駐職員が必要であるか、早急に再検討し、仮に3名の常駐職員が必要不可欠ということであれば、法定研修以外の業務の充実も検討した上で、同じ場所で行う介護・実習普及センターの職員用の3名との相乗効果も含めて、運営の経済性・効率性を高める方法を検討すべきである。	措置済	令和8年度	令和6年度の委託業務の実績も踏まえ、令和7年度中に介護研修センター及び介護実習・普及センターの両センターにおける必要な業務人量を検証のうえ、両センターのあり方、人件費の合理化、運営の経済性・効率性を高める方法について検討を進める。 ※研修センターの必要人員数を再検討した結果、委託する事業内容を実施するには3名の人員が不可欠であると考ええる。また、介護研修センター及び介護実習・普及センターの人員はすでに流動的に事業を担当しており、人件費の効率化は図られている。一方で、令和7年度から両センター分をそれぞれ締結していた契約を統合し、事務の合理化を図った。さらに、両センターがそれぞれ実施する研修を組み合わせた体系づくりや周知などを実施することとし、相乗効果を図っていく。	高齢福祉課

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第6章	251頁	指摘	【委託契約（随意契約理由）】 他団体の適性も十分考慮した上で、随意契約を認めると判断する理由を再度検討し、十分な理由の有無を記載すべきである。	措置済	令和8年度	他で実施可能な団体の有無や適性の調査を実施し、契約の内容と選定方法の再検討を行い、そのうえで他で代替可能でないとする場合は、その随意契約の理由を明確にする。 ※委託する事業内容を実施するためには、介護に関する高度な知識と現場経験、さらには研修の運営ノウハウ及び人材を有している必要がある。これらを有する団体は県内では、岐阜県社会福祉事業団のほかには無く、随意契約とすることは適切であるとする。そのため、随意契約とする理由を明確に記載する。	高齢福祉課
第6章	252頁	指摘	【手数料以外の費用の徴収】 手数料と資料代の在り方を見直し、これまで資料代を決定してきた過去の経緯も含め、前述の県における人件費負担の実情等も加味し、受講者にとって適切な負担額を速やかに見直すべきである。	措置済	令和8年度	法定研修の受講者から徴する実費（資料代及び見学実習費）について、見学実習費の費用負担の必要性及び資料の作成方法を整理し、適切な負担額となるよう見直すこととした。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
第6章	258頁	指摘	【事業経費】 現状、同じ岐阜県福祉事業団に類似の事業を委託しているのであれば、当該状況を有効活用し、両センターの事務量を総合して必要な人件費を計算に入れるなどの、人件費の合理化を検討するか、現状の人員配置を利用して、より多くの介護の普及に関する事業を実施すべきである。	措置済	令和8年度	令和6年度の委託業務の実績も踏まえ、令和7年度中に介護研修センター及び介護実習・普及センターの両センターにおける必要な業務人量を検証のうえ、両センターのあり方、人件費の合理化、運営の経済性・効率性を高める方法について検討する。 ※介護実習・普及センターの必要人員数を再検討した結果、委託する事業内容を実施するには3名の人員が不可欠であるとする。また、介護研修センター及び介護実習・普及センターの人員はすでに流動的に事業を担当しており、人件費の効率化は図られている。一方で、令和7年度から両センター分をそれぞれ締結していた契約を統合し、事務の合理化を図った。さらに、両センターがそれぞれ実施する研修を組み合わせた体系づくりや周知などを実施することとし、相乗効果を図っていく。	高齢福祉課
第6章	264頁	指摘	【成年後見利用】 施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は3人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。 成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 成年後見制度の活用のため、施設の対応状況を随時確認していく。 【岐阜県福祉事業団】 成年後見制度の理解や活用に関して、情報提供を行っている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団

章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
第6章	267頁	意見	【備品の取扱いの違い】 岐阜県福祉事業団が購入した物品については、「備品に代わる物」として購入したかどうかで、県の管理物件の備品に準じて取扱いを行うこととなるため、取扱いの疑義が生じることのないように、岐阜県福祉事業団の購入物品も5万円を超える物品については備品として管理するのが望ましい。	措置済	令和8年度	令和8年度以降の指定管理業務において、県会計規則の改正を踏まえ、備品として管理する物品の価格を県と同様に10万円を超えるものとした。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
第6章	268頁	指摘	【未使用物品】 物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用之余地がないのであれば処分等を行うべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書及び岐阜県会計規則に基づき、本物品の廃棄の承諾を行った。 ※以前、廃棄には高額な費用を要するということだったが、別業者からの見積の結果、想定していたよりも非常に安価な価格で廃棄することができることが判明したため、施設負担により廃棄を行うことで調整。 【岐阜県福祉事業団】 廃棄に向けた作業を進めている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
第6章	269頁	意見	【岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなる場合の物品処分について】 岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなっても、次の指定管理者により速やかに事業を継続することができるよう、岐阜県福祉事業団が事業において使用している事業団保有の物品について、県が優先して買い取り（引き取り）交渉ができるような規定を整えることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和8年度以降の指定管理業務において、指定管理期間が終了するときは、物品の取扱いについて協議することとした。	高齢福祉課
第7章	294頁	意見	人材確保の事業そのものは、現在の全国的な人手不足の状況を考慮すれば必ずしも容易ではなく、必ずしも有効な手法があるとは分らない側面があるが、そのような側面があるからこそ、その効果検証が必要不可欠である。 間接的な影響を前提に事業を計画している場合においては、安易に事業の内容をそのまま継続することなく、特にその効果が実際に人材確保に効果があるかどうかを常に検証し、見直しを続けることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和8年2月2日に開催した岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議にて、「数値目標」の達成状況に合わせて、実施状況をふまえて「関連事業」の効果についても意見の聞き取りを実施した。 その他個別に検証の必要性について指摘を受けた事業（No70、No80）については、それぞれの項目にて措置状況を記載。	高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置状況
【テーマ：岐阜県の子どもに関する補助金】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

記載項	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
185頁	指摘	【有効性】 岐阜県の主催する新生児蘇生法講習会にて、講師を務めるインストラクターの育成のための補助金であることから、当該補助金の活用を促すため、周知の徹底を図ったうえで活用を促すべきである。そのうえ、利用実績がない場合には、利用されない原因を確認し、廃止も含めた補助金のあり方を検討するべきである。	措置済	令和8年度	令和7年度からは、交付要綱を改正し、対象を医師のみから看護師等へ拡充した。対象者を拡充したことを含め、補助対象者が所属する医療機関に対し、補助金の周知を行った。	医療整備課 （地域周産期医療体制強化事業費）

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

種類	項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和8年度	・予定価格と同額の数額での入札が多いことについては、県全体として同様の傾向があったが、近年では減ってきている。 ・業務委託における指名競争入札は、管内で名簿に登載があり、要件を満たす事業者から8～12社を指名している状態である。 そのため、管内で要件を満たす事業者はほぼ指名しているため実質的にほぼ網羅し競争原理が働いている。 ・また、業務委託における一般競争入札も技術検査課からの指示により、令和6年度6件、令和7年度5件と実施済みであり、令和8年度も年間で7件実施する予定としている。 ・そのため、業務委託における入札においては、指名競争入札においても競争性は確保されている。 また、一般競争入札も年間一定件数実施している状況である。	岐阜土木事務所
指摘	第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	売買契約書等の原因証書が存在しない件については、所有権を取得できていない可能性がある。その場合、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。 この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの権利取得を検討すべきである。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	岐阜土木事務所
意見	第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	登記に必要な手続を検討することそのものは誤りではないが、登記の前提としての権利取得が認められなければ、所有権移転登記手続を行うことが出来ないものであり、登記の手続のみの検討では不十分である。 未登記土地問題は、権利取得の有無から検討することが望ましく、所有権移転登記手続が困難な状況があるのであれば、発災時において、未登記土地がどのような障害となり得るかを検討し、実質的な対処方法を検討することが有意義であると考ええる。 現在の未登記土地が実際の土地上のどの位置にあるのかといった可視化も含めて、より有効的な未登記土地への対処方法を、司法書士・弁護士といった法的専門家も交えて対応を検討することが望ましい。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	岐阜土木事務所

指摘	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	大垣土木事務所
意見	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	4 揖斐総合庁舎	備蓄品が複数の離れた場所に分散して保管されている状態であるが、備蓄品は災害時にすぐに利用する可能性があるため、担当者以外の者においても所在を容易に把握できるようにする必要がある。 そのため、備蓄品は可能な限り一か所に備蓄することが望ましい。複数の場所にならざるを得ないとしても、相互に近接した場所に備蓄することが望ましい。	措置済	令和8年度	庁舎の空きスペース(旧食堂厨房)を新たな防災備蓄倉庫とし、令和8年6月に備蓄品を一か所に備蓄した。	揖斐県事務所
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	4 揖斐総合庁舎	確率は極めて低いものの、L2の降雨があった場合、庁舎一階の倉庫や、庁舎外の地面と同じ高さにある倉庫には浸水が想定されることから、これらの場所に防災備蓄品を保管することは避けるべきである。	措置済	令和8年度	浸水の影響を受けない庁舎の空きスペース(旧食堂厨房)を新たな防災備蓄倉庫とし、令和8年6月に備蓄品を一か所に備蓄した。	揖斐県事務所
意見	第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	設置者不明の工作物について、当該工作物が利用されることによる住民の事故の発生を防ぎ、県の損害賠償責任が発生することを未然に防ぐため危険性のある工作物については、当該工作物が利用できないよう具体的な対策をすることが望ましい。	措置済	令和8年度	設置者不明の工作物について現地確認を実施し、老朽化等により安全性に問題が認められる橋梁を把握した。 当該橋梁については、利用に伴う事故の発生を未然に防止する観点から、速やかにバリケードを設置し、通行止め措置を講ずるとともに、注意喚起看板を設置し、第三者の立入り及び利用を防止するための具体的措置を講じた。	下呂土木事務所
意見	第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	保管場所等の確保のために必要であれば、ポーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和8年度	確認の結果、現時点で保管場所等は確保されており、ポーリングコア箱等の早急な処分については必要ではないが、今後も保管の必要性・有用性等による廃棄については定期的に処分する。	下呂土木事務所

意見	第14 飛騨 総合庁舎・ 高山土木事 務所・古川 土木事務 所・飛騨農 林事務所	6 古川土木事 務所	指名競争入札において、予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和8年度	県全体の課題として考えており、当事務所としても競争原理を働くよう、一般競争入札を多く取り入れているところである。また、業務委託についても、県で設定した目標値に向け発注方法を選定している。	古川土木事務所
指摘	第14 飛騨 総合庁舎・ 高山土木事 務所・古川 土木事務 所・飛騨農 林事務所	6 古川土木事 務所	売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。 この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	古川土木事務所

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置状況

【テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

※以下には、知事から通知のあった「今回措置を講じたもの」8件のほか、令和7年度に措置済として報告された事項1件に係る措置内容の修正報告についても併せて掲載している。

記載項	種類	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
78	指摘	今後も岐阜県美術館美術品取得基金を存続させ、有効に活用するためには、収集方針に沿った作品の中でも具体的に対象を絞って、美術品を購入すべきである。基金で取得した品について買戻しをして、基金において減少した現金を戻すことができるよう、買戻しの計画を立てるべきである。	措置済	令和8年度	以前から毎年度、買戻し予算要求を行っている。今後も買戻し計画を策定の上、継続的に財政課への予算要求を行う。また、計画的な美術品購入を進めていく。	美術館 文化伝承課
88	指摘	貸出期間が30日を超えるのであれば、「知事が特に必要があると認めるとき」の要件を満たしていることを記録上、明確にすべきである。	措置済	令和8年度	30日を超える美術館相当施設への公に資する展覧会等、収蔵品を活用した貸出と認める場合、貸出期間は、文化庁が定める「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を参考に、作品保護、他の利用を考慮し都度定め、貸出許可書等に明記することとする。	美術館
104	指摘	毎年、全体的・個別的事業計画に対する達成度・課題等に関する評価をすべきである。	措置済	令和8年度	令和6年度から入館者数の目標値を設定し、事後の評価を行うこととした。	美術館
250	指摘	①人材育成事業／科学行人の養成、②講師紹介事業／サイエンスサポートサポートQQの取組みによる成果を、指定管理者の変更にかかわらず引き継いでいく必要がある。人材ネットワーク構築事業が指定管理業務の範囲内というのであれば、協定書・仕様書上に、「人材ネットワーク構築」と例示する方法により、指定管理業務であることを明確にすべきである。	措置済	令和8年度	対象の業務のうち、①については指定管理業務の範囲内であるため、令和8年度からの仕様書上で明記した。②については指定管理者との協議の結果、指定管理業務の範囲外として、令和8年度からの仕様書には明記しない。	文化伝承課
252	指摘	ロボットクラブが指定管理業務の範囲内とのことであれば、仕様書に、例示するなどして明記すべきである。	措置済	令和8年度	対象の業務は指定管理業務の範囲内である。令和8年度からの仕様書には、「特定のテーマで連続的に学びを深めることができる講座」という記載で明記した。	文化伝承課

337	指摘	一般的に業務委託の委託料には、受託者の人件費が含まれていることから、指定管理者の構成員が委託先となっている業務委託の委託料にも当該構成員の人件費が含まれているか否かを確認する必要がある。また、委託料に構成員の人件費が含まれている場合には、上記収入支出決算額調の人件費に計上されていることを併せて確認する必要がある。 しかしながら、OKBふれあい会館の指定管理者は、構成員が委託先となっている業務委託の内容等について具体的な説明を行わないため、上記基本協定書第24条に記載のある「指定管理業の実施に要する費用」を算出することができない。 指定管理者は、その構成員への委託業務を含む、自らが業務遂行のために要した費用を、根拠資料を示すとともに、正確に報告すべきである。	措置済	令和8年度	指定管理更新時に、基本協定書において「本業務の一部を委託した者に関する必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる」旨を定める。	文化創造課
338	指摘	県に対して申請されている再委託先が指定管理者の構成員以外であることも考慮すると、指定管理者の構成員は指定管理者の第三者ではなく当事者であり、構成員への委託は第三者委託には該当しない。 したがって、上記「委託料支出調(第三者委託分)」の「委託先」には、指定管理者が再委託している業者(指定管理者の構成員を除く。)を「委託先」として記載すべきである。	措置済	令和8年度	指定管理更新時に、基本協定書において「本業務の一部を委託した者に関する必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる」旨を定める。	文化創造課
339	指摘	再委託の承認に際しては、再委託契約書、再々委託契約書等の提出や、県の調査が再委託先、再々委託先等にも及ぶことなどを条件として、再委託の承認の是非を検討すべきである。	措置済	令和8年度	指定管理更新時に、基本協定書において「本業務の一部を委託した者に関する必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる」旨を定める。	文化創造課
448	指摘	公有財産台帳を、毎年1回は更新すべきである。	措置済	令和7年度	固定資産台帳にて「インフラ資産」とされるものについては、公有財産台帳への登録が不要である。一方で建築物は火災保険の関係から公有財産台帳に登録が必要となっている。これを踏まえ、以下のように対応した。(財産管理所管課に確認済) ・里山カフェは、入場門の一つの部屋であり、「入場門」に含まれるため、公有財産台帳の整備は不要。 ・里山テラス、足湯の施設、屋根付き広場は、工作物であることから、公有財産台帳の整備は不要。 ・屋根付き広場隣接トイレは建築物であることから、公有財産台帳をR6年度に整備済み。 ・公有財産台帳については、変更の度に更新を実施する。	都市公園課